

足利市低入札価格調査制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が総合評価落札方式により建設工事を競争入札に付す場合について、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格(以下「入札価格」という。)によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に、落札者の決定等に関し必要な手続を定めることにより、当該契約の適正な履行を確保することを目的とする。

(調査基準価格)

第2条 市長は、入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の当該基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を定めるものとする。

2 調査基準価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額(円未満切り捨て)の合計額(ただし、その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額)から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

(1)直接工事費の額(建築工事及び設備工事はこれに10分の9を乗じて得た額(円未満切り捨て))に10分の9.7を乗じて得た額

(2)共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3)現場管理費の額(建築工事及び設備工事はこれに直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額(円未満切り捨て)を加えた額)に10分の9を乗じて得た額

(4)一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

3 前項の調査基準価格は、予定価格書に明記するものとする。

(調査基準価格の取扱い)

第3条 対象となる入札の公告に、調査基準価格を設けたことを明記するものとする。

2 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約をする場合は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)契約保証金額は契約金額の10分の3以上とする。

(2)契約不適合責任の存続期間は次のとおりとする。

(ア)工事目的物の引渡しを受けた日から3年以内とする。

(イ)設備機器本体等については、引渡しを受けた日から1年6ヶ月が経過する日までとする。

(3)現場代理人及び監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者

をいう。)は、これを兼ねることができないものとする。

(4) 監督員及び担当検査員は、適正な施工が実施されているかを確認するため、重点的に監督、監察するものとする。

(入札の執行)

第4条 市長は、開札において、予定価格の制限の範囲内の価格をもってされた申込みのうち、その価格が調査基準価格を下回る価格のものがあったときは、落札の保留を宣言したうえで落札者の決定を保留するものとする。

2 調査基準価格を定めた入札において、当該入札が「事後審査型条件付き一般競争入札(施工体制確認型総合評価落札方式)共通事項電子入札用」の23に該当する場合は、無効とするものとする。

3 提出した積算内訳書は書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

(基本調査の実施及び数値的判断基準)

第5条 前条第1項の規定により落札者の決定を保留した場合において、行政経営部長は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者が提出した積算内訳書の内容が、次の各号に適合するか否かの調査(以下「基本調査」という。)をし、様式第1号により市長に報告するものとする。

(1) 直接工事費の額(建築工事及び設備工事はこれに10分の9を乗じて得た額(円未満切り捨て))が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額(建築工事及び設備工事はこれに10分の9を乗じて得た額(円未満切り捨て))に10分の7.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

(2) 共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

(3) 現場管理費の額(建築工事及び設備工事はこれに直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額(円未満切り捨て)を加えた額)が、予定価格算定の基礎となった現場管理費の額(建築工事及び設備工事はこれに直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額(円未満切り捨て)を加えた額)に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

(4) 一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

(5) 入札価格が、次に掲げる額(円未満切り捨て)のアからエまでの合計額からオを減じ1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

ア 予定価格算定の基礎となった直接工事費の額(建築工事及び設備工事はこれに10分の9を乗じて得た額(円未満切り捨て))に10分の9.7を乗じて得た額

- イ 予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 予定価格算定の基礎となった現場管理費の額（建築工事及び設備工事はこれに直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額（円未満切り捨て）を加えた額）に10分の9を乗じて得た額
 - エ 予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
 - オ 予定価格算定の基礎となった工事価格に10分の0.3を乗じて得た額
- 2 行政経営部長は、前項の基本調査において積算内訳書が設計書等の項目と同項目で作成されていない場合は、その旨を市長に報告するものとする。
- 3 市長は、基本調査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者を失格とするものとする。
- (1) 第1項各号のいずれかに適合しない場合（ただし、第5号で算出した額が、調査基準価格に110分の100を乗じて得た額以上であるときは、第5号を除く。）
 - (2) 積算内訳書が設計書等の項目と同項目で作成されていない場合（重点調査の実施）
- 第6条 第4条第1項の規定により落札者の決定を保留した場合において、市長は、前条第3項の規定により失格となった者を除き、総合評価点の最も高い入札者（以下「最高評点者」という。）の入札価格が調査基準価格を下回る価格であるときは、当該最高評点者に対し、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて、契約管財課長、工事担当課長等及び工事担当検査員に調査（以下「重点調査」という。）させるものとする。この場合、市長は最高評点者に対し、様式第1の2号により通知するものとする。
- 2 最高評点者は、前項の通知を受けたときは、原則として調査通知日から2日以内に、別記様式第1号から第27号までに必要事項を記載し、重点調査提出書類作成要領で提出を求める添付書類を付して、市長に提出しなければならない。
- 3 最高評点者は、重点調査を辞退する場合には、様式第1の3号を市長に提出しなければならない。
- 4 重点調査を実施する場合における当該調査の主宰者は、契約管財課長とする。
- 5 重点調査は、次に掲げる事項を調査するものとする。
- (1) 当該価格で入札した理由に関する調査
 - (2) 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）、手持ち工事の状況（対象工事現場付近）による縮減経費に関する調査
 - (3) 手持ち工事の状況（対象工事関連）、手持ち工事の状況（対象工事関連）に

よる縮減経費に関する調査

- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等の関連、契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連による縮減経費に関する調査
- (5) 工事実施工程表に関する調査
- (6) 施工体系図に関する調査
- (7) 下請業務内訳書に関する調査
- (8) 配置予定技術者名簿に関する調査
- (9) 資材調達等に関する調査
- (10) 建設機械配置計画等に関する調査
- (11) 労務者配置計画等に関する調査
- (12) 過去に施工した公共工事名及び発注者に関する調査
- (13) 建設副産物の搬出地、建設副産物処理による縮減経費に関する調査
- (14) 品質管理に関する調査
- (15) 安全管理に関する調査
- (16) 積算内訳に関する調査
- (17) 共通仮設費に関する調査
- (18) 現場管理費に関する調査
- (19) 一般管理費に関する調査
- (20) 手持ち資材の状況に関する調査
- (21) 品質確保体制（人員体制）に関する調査
- (22) 経営状況に関する調査（取引金融機関、保証会社等への照会による。）
- (23) 信用状況に関する調査（建設業法違反の有無、賃金支払の状況、下請代金の支払状況等）
- (24) その他の必要な事項に関する調査
（重点調査における低入札価格の審査）

第6条の2 主宰者は、重点調査を行った場合は、その内容を分析及び検討のうえ、様式第15号により市長に報告する。

（落札者等の決定）

第7条 市長は、前条の報告に基づき審査した結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは最高評点者を落札者として決定するものとする。

2 市長は、第5条第3項の規定により失格とした場合、第6条第3項に規定する辞退の提出（次条第2項において「辞退の提出」という。）があった場合及び最高評点者の入札価格によっては当該契約に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、最高評点者を落札者として決定しないものとする。

3 前項の規定により最高評点者を落札者としなない場合においては、総合評価点

が次いで高い入札者（次項において「次順位者」という。）を落札者として決定するものとする。

- 4 前項の場合において、次順位者の入札価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、当該次順位者について、第5条から前項までの規定を準用する。
（入札参加者への通知）

第8条 市長は、前条第1項の規定により落札者を決定したときは、当該落札者に対して、様式第16号により落札者として決定した旨を通知するとともに、他の入札者参加者全員に対して、様式第17号により入札結果を通知するものとする。

- 2 市長は、前条第2項の規定により落札者としなかった者（辞退の提出があった者を除く。）に対して、速やかに様式第18号により落札者としないう旨を通知するものとする。

（細目）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日以降に執行する入札から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施し、同日以降に入札公告又は指名通知をするものから適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から実施し、同日以降に入札公告又は指名通知をするものから適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施し、同日以降に入札公告又は指名通知をするものから適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施し、同日以降に入札公告又は指名通知をするものから適用する。

附 則

この要綱は、令和元（2019）年8月19日から実施し、同日以降に入札公告又は指名通知をするものから適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施し、同日以降に入札公告又は指名通知をするものから適用し、同日前に入札公告又は指名通知をするものについては、なお従前の例による。